



特色としては、
● 24時間対応をしているため、夜間・休日の緊急時にも安心してご利用頂けます。
● 現在のご利用者様は、長期入院を経て、在宅生活を送られている方が多いため、日常生活にすぐ順応する事が難しい場面が多々あります。そのよう

な場合、服薬管理や指導、清潔を保つ支援、金銭管理等をご利用者様に合わせきめ細かくサポートをします。共に考え、共に行動し、共に経験を重ね、一日でも早く在宅生活を円滑に過ごすことができます。よう支援しています。
● 医療機関をはじめ関連事業所等の地域社会資源を

活用し、連携を密に行い、速やかな対応ができるような体制をとつていきます。
● 利用者様のうち半数は60歳未満のため、日中活動や就労についての相談を受ける場面もあり、相談支援事業所等各種窓口に取り次ぐお手伝いもしてい

ます。在宅生活を維持する為には心身のみならず、ご利用者様をとりまく環境を包括的にとらえ、関係者と連携をとり対応しています。
● 今後の展望
病院で訪問看護を行っていた頃より、「ご利用者様らしい在宅生活を過ごすことができるよう、本人の思いを常に傾聴し、ご家族にも配慮しつつ幅広い視野をもって関わっていく」ことを方針として取り組んでまいりました。訪問看護ステーションとなつた今後も、引き続きこれらの方針に則り、ご利用者様へのサービスを提供してまいります。
また、介護保険にも対応が可能となったため、幅広く支援の場面をもち一人でも多くの方や地域に貢献し、価値ある社会資源の一つとなるようスタッフ一同取り組んでまいります。どうぞお気軽にご相談下さい。
(管理者 神田聡美)



訪問エリアは、札幌市では清田区・豊平区・厚別区・白石区・南区、北広島市については大曲地区まで訪問しています。
● 訪問看護の歩み
さっぽろ香雪病院では、訪問看護部門を平成11年5月から開始、17年余りの実績があります。

訪問看護サービスでは、個人宅や共同住宅等に訪問して、主治医と連携をとりながら、病状を観察したり、リハビリなどを行っています。心身ともに在宅生活を維持できるようにサポートしていきます。
具体的には、
① 主治医の指示による医療処置(床ずれ、点滴等)
② 心身の症状の観察・リハビ

医療法人社団五風会では、「訪問看護ステーションラパン 清田区役所前」を平成28年10月にオープンしました。場所は、名称通りの「清田区役所前」。厚別滝野公園通りを挟み、清田区役所の斜め向かいに位置していま

す。名称「ラパン」はフランス語で「うさぎ」を意味しますが、大きな耳で利用者の声に耳を傾け利用者や地域のために跳躍し、互いに発展していきたいという思いで命名いたしました。
また、ロゴマークには利用者、訪問スタッフがお互いに見つめ合いながら心とからだを中心に様々なことを一緒に考えていく…という気持ちが込められています。

今回の訪問看護ステーション開設に伴い、医療保険の他に介護保険も対象となり、幅広い対応が可能となりました。
ステーションのスタッフは総勢10名。看護師8名、作業療法士1名、事務員1名で構成され、経験豊富なスタッフで対応しています。

訪問看護ステーション
ラパン 清田区役所前
10月オープン

リテーション
③ 日常生活の援助(食事・排泄・保清の援助)
④ 服薬指導
⑤ 認知症、精神疾患の看護
⑥ ご家族の相談(療養生活、介護方法の相談・指導)
⑦ 地域社会資源の活用援助
などです。

『訪問看護ステーションラパン 清田区役所前』

地域に届けるやさしさと親身なケア



訪問看護ステーション
ラパン
清田区役所前

札幌市清田区清田1条3丁目7-55 HRSビル1階
TEL:011-375-7515
URL:<http://www.ns-lapin.jp>

営業時間 9:00~17:00
休業日 土・日・祝・年末年始
緊急時は24時間対応致します。
お気軽にご相談下さい!!



「患者の人権と医療」 たちばな法律事務所 橘 功記先生

たちばな法律事務所の橘功記先生による「患者の人権と医療」の講演が10月27日(木)に行われました。
人権とは、日本国憲法によって保障されているものであり、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられているものです。
講義では、患者の有する権利として、診療を受ける権利やプライバシー(個人情報)、自己決定権についてわかりやすくご説明をいただきました。病院に行くという決定から始まり、病名の告知や治療方法の選択等、「自分の事は自分で決める」という患者さんの権利が守られることが必要であり、患者さんは治療の過程で決定しなければならないことがたくさんあることから、患者さんが最善の決定ができるように、また、その際に生じる疑問や不安に寄り添った援助が大切であるとも話されました。

また、その際の同意書が患者さん、医療者双方にとってとても重要であることを学びました。
以前は当たり前であった、病室の前の氏名の表記が、個人情報保護の観点から外されるようになったように、時代に伴って変化していく事柄もあります。最新の法律と世間の動向を学んでいくことも必要だと感じさせられました。
普段、あまり法律を意識することはなかったのですが、今回の講演を通して、患者さんの自己決定権に配慮した対応が、今求められているのだという事を学ぶ良い機会となりました。
(7病棟 看護主任 奥山 仁美)

